(二)　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならないこととした。(第七条第四項関係)

(三)　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。(第七条第五項関係)

5　都道府県方針

(一)　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができることとした。(第八条第一項関係)

(二)　都道府県は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならないこととした。(第八条第三項関係)

6　市町村計画

(一)　市町村は、基本方針(都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針)に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画(以下「市町村計画」という。)を定めることができることとした。(第九条第一項関係)

(二)　市町村は、市町村計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならないこととした。(第九条第三項関係)

7　雨水の利用の推進に関する施策

(一)　国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとすることとした。(第一〇条第一項関係)

(二)　国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長(財政法第二〇条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び独立行政法人等の主務大臣と協議して(一)の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととし、閣議の決定があったときは、遅滞なく、(一)の目標を公表しなければならないこととした。(第一〇条第二項及び第三項関係)

(三)　地方公共団体及び地方独立行政法人は、(一)の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとすることとした。(第一一条関係)

(四)　国及び地方公共団体は、災害時における身近な水源としての雨水の有用性を含め、雨水の利用に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならないこととした。(第一二条関係)

(五)　国は、雨水の利用を効果的に推進するため、雨水の利用に係る技術、雨水の利用のための施設に係る規格等に関する調査研究等の推進及びその成果の普及に努めるとともに、雨水の利用に関する技術者及び研究者の育成に努めなければならないこととした。(第一三条関係)

(六)　政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならないこととした。(第一四条関係)

(七)　地方公共団体による助成

(1)　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとすることとした。(第一五条第一項関係)

(2)　国は、(1)の助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならないこととした。(第一五条第二項関係)

8　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

私立学校法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十五号

私立学校法の一部を改正する法律

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第四十条の四を第四十条の五とし、第四十条の三を第四十条の四とし、第四十条の二を第四十条の三とし、第四十条の次に次の一条を加える。

(忠実義務)

第四十条の二　理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第六十条を次のように改める。

(措置命令等)

第六十条　所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3　所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4　私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。

5　前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6　行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7　第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

8　第一項の規定による措置命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

9　学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。

10　所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

11　行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

第六十一条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

第六十一条第三項から第八項までを削る。

第六十三条を次のように改める。

(報告及び検査)

第六十三条　所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。